

令和7年度大分県住民の観光客受け入れに対する意識調査業務 企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 目 的

大分県における地域住民の観光客受け入れに係る意識や満足度等を把握し、今後の観光地域づくりや受入環境整備を検討する材料とすること。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 令和7年度大分県住民の観光客受け入れに対する意識調査業務
- (2) 履行場所 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで
- (4) 限 度 額 2,420,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格及び参加条件

参加できる事業者は、以下（1）の項目すべての要件を満たす者とする。

なお、格要件確認のため大分県警察本部、大分県等に照会する場合がある。

(1) 参加資格

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者又は同等の資質を有する者であること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
 - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること

(2) その他

2 者以上による共同提案は可能とするが、契約の相手方は代表者 1 者のみとする。提案書については代表者の責任において提出し、その他の参加者については、実施体制表にその旨明記し、進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行う。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正等の行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

5 企画提案競技参加申込

(1) 企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を期日までに提出すること。

- ・ 参加申込書（別紙 1） 1 部：E-mail（PDF 形式）※必ず電話にて着信を確認すること。
- ・ 誓約書（別紙 2） 1 部：E-mail（PDF 形式）※必ず電話にて着信を確認すること。
- ・ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、「5（3）参加資格に関する必要書類」に記した必要書類一式：郵送または持参

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 7 日（火） 17：00 必着

※ 郵送時は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

(3) 参加資格に関する必要書類

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、次に定める①～⑥の必要書類を提出すること。なお、これらの書類は原本で確認する必要がある書類を含むので、Email での提出は不可とする。

- ① 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ② 納税証明書（都道府県税）（写しは不可）
- ③ 納税証明書（地方消費税）（写しは不可）
- ④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しは不可）
- ⑤ 定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- ⑥ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(4) 参加申込書及び資格審査書類提出先

下記の「問合せ・提出先」に同じ

(5) 辞退届の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 10 月 14 日（火） 17：00 までに「辞退届」（別紙 4）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙3）にて行うものとし、質問書は E-mail で提出すること。件名は「令和7年度大分県住民の観光客受け入れに対する意識調査業務委託に関する質問」とすること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和7年9月26日（金）17：00必着
- ② 提出先 下記の「問合せ・提出先」に同じ

(3) 回答

質問の回答は、令和7年10月3日（金）までにホームページにて公開予定。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした業者のみに Email にて回答する。

7 企画提案書の提出

下記（1）の書類8部を提出期限までに提出すること。

製本方法 ・ A4サイズ（片面印刷）

- ・ ファイル等による綴込みはしないこと。
- ・ 2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。
- ・ ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること
- ・ 白黒・カラーは問わない。

(1) 提出書類

- ① 表紙（様式自由：A4版）

会社名、担当者名及び電話番号等連絡先（E-mail 含む）を明記すること。

- ② 企画提案書（様式自由：A4版）

企画提案書の提出は1者1案とする。

- ・ 別紙仕様書の内容を踏まえ、企画提案を記載すること。なお、下記の項目に関する提案内容は必須とする。
 - 仕様書4（1）：具体的な調査手法について
 - 仕様書4（6）：報告書及び概要版の構成イメージについて
 - 仕様書4（6）：報告書及び概要版に記載する分析項目・内容案について（過去の報告書に記載の設問や仮の設問を設定し、2パターン程度の分析項目を提案すること。）
- ・ その他独自提案がある場合は提案内容を記載すること。（独自提案は必須ではない。）

- ③ 業務スケジュール（案）

- ④ 協力企業等の一覧表（様式自由：A4版）

業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業等がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして提出すること。

- ⑤ 企業組織の概要（様式自由）
- ⑥ 同様の事業実施実績（様式自由）
- ⑦ 今年度事業実施にかかる見積書（様式自由）
項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

（２）提出期限及び提出先

- ① 提出期限： 令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火） 1 7 : 0 0 必着
- ② 提出先： 下記「問合せ・提出先」に同じ

（３）提出方法

- ・ 書類は郵送又は持参するとともに、E-mailなどにてデータを提出すること。
- ・ 郵送時は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

8 審査の実施

提出された書類をもとに、別に定める提案競技審査委員会で審査し、予算内で優秀な提案を選定する。審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

（１）審査基準

- ①企画の趣旨
 - ・ 委託事業の趣旨・目的に沿った企画提案になっているか。
- ②調査・分析
 - ・ 調査方法や調査対象者が効果的な情報を得られるものになっているか。
 - ・ 分析項目及び分析内容は、今後の受入れ環境整備において有益な情報を得られる内容になっているか。
 - ・ 構成・図表・要約が分かりやすく、意思決定に必要な情報が整理されているか。
- ③組織体制・見積
 - ・ 企業として、調査実施・分析に十分な実績を有しているか。
 - ・ 調査事業実施にあたり、十分な組織体制を有しているか。
 - ・ 見積内訳が明確で、作業内容と費用の対応関係が妥当であるか。
- ④実施計画
 - ・ 実施にあたり、適切な業務スケジュールになっているか。

（２）審査結果通知

審査結果は、全ての提案者へ速やかに通知する。

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

9 留意事項

- (1) 委託者は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の関係条例規則等に従うこと。
- (3) 契約締結後であっても提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合等は契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- (5) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (6) 提案者が1者の場合、審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約手続きを行うものとする。
- (7) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

11 スケジュール

令和7年	9月19日(金)	公募開始
	26日(金)	質問書受付期限
10月	7日(火)	企画提案競技参加申込書受付期限
	14日(火)	企画提案書及び辞退届受付 締切
	27日(月) 予定	審査結果通知

【問い合わせ先・提出先】

〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた 観光企画部調査企画課 城井 宛て
TEL : 097-536-6250 **Email : kii@we-love-oita.or.jp**